

平成 3 1 年度【県】への要望書

団 体 名	全日本不動産政治連盟神奈川県本部
-------	------------------

県庁(部局等)	県土整備局
件 名	空き家の耐震診断補助金について
○印を付けて下さい	新 規

要望内容

県内でも空き家が増加する中、しっかり管理しそれを利活用しようとする時に問題となるのが建物の耐震です。

空き家対策の一環として現在ある市町村を通じての助成制度について、現状で居住者なしの「空き家」でも所有者から申請があれば現在の耐震診断補助金制度（次ページ参照）を利用できるよう要望致します。

所有者は固定資産税も納付しています。空き家の場合だと助成が受けられないという条件を税の公平性という観点から見直しをお願い致します。

マイホームの地震対策を

公的補助の
ご案内



耐震診断をしましょう

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊による圧死や窒息死等が原因といわれており、先の東日本大震災では、耐震補強を行った住宅に目立った被害はなかったという調査結果も出ています。

地震から身を守るためには、自分の家が安全かどうかを知ることが大切です。積極的に専門家の耐震診断を受け、必要があれば早めに改修しましょう。

耐震改修をしましょう

耐震診断の結果、改修が必要となった場合には耐震改修を行いましょう。

なお、大掛かりな改修が困難な場合には“一部屋耐震”という手法もあります。



耐震改修(屋根の軽量化)

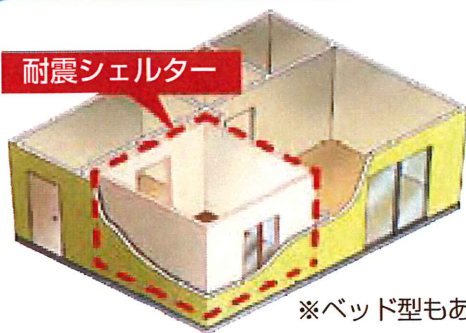
耐震改修(接合部の補強)



耐震改修(筋かい補強)



耐震シェルター



※ベッド型もあります

■ ^{ひと}一部屋耐震とは

家屋が倒壊しても一定の耐震空間を確保することで命を守る装置“耐震シェルター”を住居内に設置することができます。

- ★ 安価です!
- ★ 住みながら工事ができます!
- ★ 短期間でできます!

補助制度を利用しましょう

耐震診断・改修、一部屋耐震については、費用の助成や税金の優遇などの支援制度を設けている市町村もあります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

問合せ

神奈川県 安全防災局 消防課

電話 045 (210) 3444

FAX 045 (210) 8829

またはお住まいの市町村窓口へ
(裏面参照)

補助制度問合せ窓口一覧

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前のもの)で建てられた住宅は、耐震診断を受けましょう。
※市町村により、補助条件が異なります。詳しくはお住まいの市町村担当部局へご相談ください。

H25年6月現在

市町村名	市町村担当部局	耐震診断	耐震改修工事	一部屋耐震化
横浜市	建築局建築企画課 045-671-2943 (直)	○	○	○
川崎市	建築監察課 044-200-3017 (直)	○	○	
相模原市	建築指導課 042-769-8252 (直)	○	○	
横須賀市	建築指導課 046-822-8319 (直)	○	○	○
平塚市	建築指導課 0463-21-9732 (直)	○	○	○
鎌倉市	建築指導課 0467-61-3586 (直)	○	○	
藤沢市	建築指導課 0466-50-3539 (直)	○	○	○
小田原市	建築指導課 0465-33-1433 (直)	○	○	
茅ヶ崎市	建築指導課 0467-82-1111 (内2513)	○	○	○
逗子市	まちづくり課 046-873-1111 (内462)	○	○	○
三浦市	財産管理課 046-882-1111 (内254)	○	○	
秦野市	建築指導課 0463-83-0883 (直)	○	○	
厚木市	建築指導課 046-225-2431 (直)	○	○	
大和市	建築指導課 046-260-5425 (直)	○	○	
伊勢原市	建築住宅課 0463-94-4711 (内2232)	○	○	○
海老名市	都市計画課 046-235-9392 (直)	○	○	○
座間市	建築住宅課 046-252-7396 (直)	○	○	
南足柄市	都市計画課 0465-73-8058 (直)	○	○	
綾瀬市	都市整備課 0467-70-5632 (直)	○	○	
葉山町	都市計画課 046-876-1111 (内354)	○	○	
寒川町	都市計画課 0467-74-1111 (内324)	○	○	
大磯町	都市計画課 0463-61-4100 (内242)	○	○	○
二宮町	都市整備課 0463-71-3311 (代表)	○		
中井町	まち整備課 0465-81-3901 (直)	○	○	○
大井町	都市整備課 0465-85-5014 (直)	○	○	
松田町	建設課 0465-84-1332 (直)	○	○	
山北町	都市整備課 0465-75-3647 (直)	○		
開成町	街づくり推進課 0465-84-0321 (直)	○	○	
箱根町	都市整備課 0460-85-9566 (直)	○	○	○
真鶴町	まちづくり課 0465-68-1131 (内347)	○		
湯河原町	都市計画課 0465-63-2111 (代表)	○	○	
愛川町	都市施設課 046-285-2111 (内3444)	○	○	
清川村	まちづくり課 046-288-3862 (直)	○	○	

○…補助制度あり

1 耐震診断補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(平成29年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費＋地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H27.4からH30.3まで)	上限 なし(限度額:告示)	住民負担:なし (国:補助金1/6)	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○						10/10	定額		建築防災課 045-671-2943(直通)
	○		○				—	定額	○ 住民負担:10,000円	
		○					2/3	上限 なし	住民負担:残額	
				○			多数の者が利用する建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:なし (国:補助金1/6)	
川崎市	○		○		○		10/10	定額	○ 診断士無料派遣	建築管理課 044-200-3017(直通)
				○			2/3	上限 230万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額	○ 住民負担:残額 ※特定福祉施設等… 多数の者が利用する建築物のうち、病院、老人ホーム、幼稚園、保育所、障害者施設等の災害時要援護者が多く利用する福祉施設等	
					○		川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (H27.4からH31.3まで) (木造) 精密診断 3/4 (非木造) 診断 5/6	(木造) 精密診断 5万円/棟 (非木造) 上限 なし 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額	○ 住民負担:残額 (国:補助金1/6)	
		○					予備診断 10/10 耐震診断 2/3	耐震診断 4万円/戸	住民負担:残額	
相模原市	○						—	上限 12万円/戸	住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
		○					5/6	上限 5万円/戸	住民負担:残額	
					○		相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H27.4からH31.3まで)	上限 なし(限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等) ※耐震診断の補助制度はH30.3まで	○ 住民負担:なし (国:補助金1/6)	
横須賀市	○						72%	定額 9.8万円/戸	住民負担:37,000円	建築指導課 046-822-8319 (要緊急以外) 046-822-9530 (要緊急)
		○					予備診断 2/3	上限 12万円/棟	住民負担:60,000円	
		○					耐震診断 1/2	上限 3万円/1住戸	住民負担:30,000円	
平塚市	○						10/10	定額		建築指導課 0463-21-9732(直通)
		○					予備診断 9/10 耐震診断 1/2	上限 予備診断 18万円/棟 耐震診断 4万円/戸(区分所有者が居住するものに限り)	住民負担:残額	
					○		平塚市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H28.4.1からH31.3.31まで)	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	住民負担:消費税相当額 (国:補助金1/6)	
鎌倉市	○						5/7.2	定額 5万円/戸	住民負担:22,000円	建築指導課 0467-61-3586(直通)
					○		鎌倉市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H28.4から)	面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡	○ 住民負担:なし (国:補助金1/6)	
藤沢市	○						一般診断、精密診断 1/2	上限 6万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0466-25-1111(代表)
		○	○				予備診断 1/2	上限 15万円/棟	住民負担:残額	
		○	○				本診断 1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額の1/2	住民負担:残額	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減		賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
小田原市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3	高齢者のみかつ市民税非課税世帯上限 9万円/戸 その他世帯上限 6万円/戸	○	住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
		○					1/2	上限 4万円/戸かつ220万円/棟		住民負担:残額	
					○		実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3	上限 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額		住民負担:残額	
				○		○	1/2	上限 120万円/棟 (神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物については、上限240万円/棟)		住民負担:残額	
茅ヶ崎市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3	上限 9.9万円/戸 定額 6.6万円/戸		住民負担:消費税 住民負担:33,000円+消費税	建築指導課 0467-82-1111(代表)
		○					1/2	上限 4万円/戸 (区分所有者が居住するものに限る)		住民負担:残額	
					○		2/3	上限 200万円/棟		住民負担:1/3	
逗子市	○						簡易診断 3/4 一般診断 4/7	簡易診断 上限 1.5万円/戸 一般診断 上限 4万円/戸		住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
					○		2/3	補助限度額 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物)	○	住民負担:残額	
三浦市	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 2.5万円/戸		住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○						9/10	上限 8.5万円/戸		住民負担:残額	開発建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○					1/2	上限 5万円/戸		住民負担:残額	
					○		2/3	上限 床面積1,000㎡まで3,600円/㎡、1,000～2,000㎡まで1,540円/㎡、2,000㎡超1,030円/㎡		所有者負担:残額	
厚木市	○						一般診断 10/10	一般診断 定額 7.5万円/戸		住民負担:なし	建築指導課 046-225-2431(直通)
		○					予備診断 1/2 (H26.7～)	上限 15万円/棟		住民負担:残額	
					○		厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H28.5からH31.3まで)	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)		住民負担:原則なし (国:補助金1/6)	
大和市	○						10/10	上限 6.48万円/戸	○(所有者が 申請すれば 賃貸物件の 場合でも補 助対象とな る)	住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
			○				在来木造工法・2階建 10/10	上限 6.48万円/戸		住民負担:残額	
		○					予備診断 10/10	上限 20万円/棟		住民負担:残額	
		○			○ マン ション のみ		一般 本診断 1/2 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 本診断 2/3	一般 上限 150万円/棟 (面積が1,000㎡未満の場合は1,500円/㎡) 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 上限 200万円/棟 (面積が1,000㎡未満の場合は2,000円/㎡)		住民負担:残額	
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H27.4からH31.3まで)	上限 床面積1,000㎡まで2,060円/㎡、1,000～2,000㎡まで1,540円/㎡、2,000㎡超1,030円/㎡ (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)		住民負担:原則なし (国:補助金1/6)	
伊勢原市	○						10/10	上限 10万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 0463-94-4711(代表)
海老名市	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 046-235-9392(直通)
		○					予備診断 2/3 本診断 1/2	上限 20万円/棟 上限 150万円/棟		住民負担:残額	都市計画課 046-235-9392(直通)
座間市	○						1/2	一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
南足柄市	○						一般診断 1/2	一般診断 上限 3万円/戸		住民負担:残額	都市計画課建築住宅班 0465-73-8058
綾瀬市	○						2/3	上限 4万円/戸		住民負担:残額	建築課 0467-77-1111(代表)
					○		2/3	上限 200万円/戸		住民負担:残額	
葉山町	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 2.5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)
寒川町	○						1/2	上限 5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
					○		2/3	上限 20万円/棟		住民負担:残額	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減		賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
大磯町	○	○	○				3/4	上限 6万円/戸または棟		住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
	○	○	○				緊急輸送道路沿道の住宅 7/8	上限 7万円/戸または棟		住民負担:残額	
	○	○	○				非課税世帯 15/16	上限 7.5万円/戸または棟		住民負担:残額	
二宮町	○						3/4	定額 4.5万円/戸		住民負担:15,000円	都市整備課 0463-71-3311(代表)
中井町	○						2/3	上限 4万円/戸		住民負担:残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○						1/2	上限 4万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-84-1332(直通)
松田町	○						2/3	上限 7万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○						3/4	上限 6万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○						2/3	上限 5万円/戸		住民負担:残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○						1/2	上限 4万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○		2/3	上限 240万円/棟		住民負担:残額	
真鶴町	○						2/3	定額 2万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)
湯河原町	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
						○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 診断に要する経費と基準額とを比較し、 いずれか少ない額の2/3以内 (基準額:延べ床面積(m ²)×1,030円+154万円)	上限 なし		住民負担:1/6 (国:補助金1/6)	
愛川町	○						1/2	上限 4万円/戸		住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○						一般診断 3/4	一般診断 上限 7.5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 046-288-3862(直通)

※) マンション:3階以上かつ1000m²以上、その他共同住宅:小規模アパート等

※) 特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000m²以上など)の既存耐震不適格建築物等

※) 沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※) 大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000m²以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)